

(1) 地域福祉計画素案に対する地域会議からの意見と対応

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|------|---|---|---|--|
| 1 | 8 頁 | 市民への情報提供・周知の在り方についてはどのように考えているのか。 | 市民への情報提供・周知について、(3)「情報提供・周知」を新たに追加し、本計画の周知啓発を図ります。 | 記載なし | (3) 情報提供・周知 本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報習志野や市ホームページ、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。 |
| 2 | 8 頁 | 策定後の進行管理（本会議の役割等）についてはどのように予定するのか。 | 庁内において把握、管理する旨の「計画の進捗管理」を追加し、計画の進捗管理を図ります。 | 記載なし | 2 計画の進捗管理 高齢者福祉・障がい者福祉・子育て施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において、計画の進捗管理及び評価を実施します。その評価報告、課題等を取りまとめ、進捗管理とします。 |
| 3 | 13 頁 | 出生状況の推移の統計数値は、習志野市のデータを使用すべきではないか。 | 統計数値は習志野市の数値となっています。出典が千葉県衛生統計年報から引用しているため、その旨を記載しています。 本市の数値であることが分かるよう説明文に「本市の」という言葉を加えます。 | / | 本市の出生数は毎年 1,500 人前後となっており、人口千人あたりの出生率は9.0前後で推移しています。女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成 26 年の 1.33 人から平成 29 年の 1.44 人と微増しています。 |
| 4 | 22 頁 | 生活困窮の統計数値について、全国の数値ではなく、習志野市の数値を掲載してはどうか。 | 指摘の通り、相対貧困率を改め、本市の生活保護状況の数値を記載します。 | 5 生活困窮 全国の貧困率は平成 27 年時点で 15.6%となっており、貧困問題が我が国全体での社会問題となっています。 □全国の相対的貧困率の推移 | 5 生活困窮 本市の生活保護の状況は年々増加傾向にあり、被保護人員は平成 26 年の 1,872 人から、平成 31 年には 2,197 人となっています。 また、総人口に占める保護率も 11.20%から 12.68%まで上昇しています。 □本市の生活保護状況の推移(人、%【千分率】) |

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|------|--|---|--|--|
| | | | | (%) | |
| 5 | 34 頁 | 対象者ごとの課題について、書き方を考える必要性がある。ここに当てはまらない一般市民が、いかにこういった人達に関心を寄せて、自分のこととして受け止めて活動していくか。どう働きかけをするかが大きな課題だと感じる。 | 本頁については、「第 1 節 習志野市の概況」の分野の順番と揃えて表記をしているが、誤解がないよう表記を改めます。なお、ご指摘の課題については、36 頁の「3 福祉の現状を踏まえた課題」及び第 5 章各施策において記載しています。 | 1. 子ども 2. 高齢者 3. 障がい者 4. 生活困窮 | 1. 子ども、子育てを取り巻く状況 2. 高齢者を取り巻く状況 3. 障がいのある人を取り巻く状況 4. 生活困窮者を取り巻く状況 |
| 6 | 37 頁 | (2) 共助の地域の役割に「町会・自治会等、まちづくり会議、隣近所、自主防災組織、老人クラブ等」とあるが、隣近所が最初にくる方が良いのではないか。 | 一番身近な対象なので、指摘の通り変更します。 | ◇ 地域の役割（地域：町会・自治会等、まちづくり会議、隣近所、自主防災組織、老人クラブ等） | ◇ 地域の役割（地域：隣近所、町会・自治会等、まちづくり会議、自主防災組織、老人クラブ等） |
| 7 | 40 頁 | 基本目標 1 の文章、「すべての市民が、自らの生活行動を制限することなく、自己決定する権利が尊重されるまち」とあるが、高らかに謳うと、言いたいことばかり言う人が多くなるのではないか。 | 簡潔で解り易い表現に改めます。 | ◇ すべての市民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。 | ◇ すべての市民が主体的に社会参加できる環境づくりを整備すると共に、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。 |

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|--------------|---|--|------|---|
| 8 | 42 頁 以降 | 第 1 期の計画の書き方は素人にもよく分かるが、第 2 期の計画は包括して書いている。 簡略化すると、分かりにくくなってしまう。 | 施策の詳細は個別の計画に委ねることとし、地域福祉計画は上位計画として、福祉施策全般の方向性を示すこととします。 | 記載なし | |
| 9 | 59 頁 61 頁 | 1 期の計画から現在までの間で、子どもの貧困問題に社会的な関心が高まっている。 地域で子ども食堂のような活動に取り組む市民が現れてきている。 | 「第 2 期計画にあたって」と「施策の考え方」に子どもの貧困の内容を追加します。 また、公助の取り組みに、子どもの学習・生活支援事業を追加します。 | 記載なし | <p>「第 2 期計画にあたって」 近年、「子どもの貧困」が顕在化しており、特に親の経済的格差に伴う子どもの教育格差が「貧困の連鎖」を生む一因とされています。</p> <p>「施策の考え方」 貧困の連鎖を断ち切り、子どもの教育機会の不平等の解消を図るため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援等を行います。</p> <p>(キ) 生活困窮者自立支援法における、子どもの学習・生活支援事業を実施し、生活困窮者の子どもの学習支援のみならず、家庭環境などの生活支援も行います。</p> |
| 10 | 77 頁 | 人材不足について、市はどう考えているか。 | 人材不足については、社協と連携し、人材の養成や育成に努めていきます。 本計画での考え方については基本目標 4 施策 1 に記載しています。 | 記載なし | |

(2) 地域福祉計画素案に対する庁内からの意見と対応

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|--------------|---|--|------|--|
| 1 | 3 頁 | 子ども・子育て支援法が改正されたため、追記が必要。(子ども部) | 追記します。 | 記載なし | 令和元年 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じるため改正されました。 |
| 2 | 9 頁以降 | 第3章「習志野市の福祉を取り巻く状況」に第1期計画のように「町名別人口の推移」等の統計的な数値と分析を入れるべきである。(健康福祉部) | 第1期計画の内容に修正します。 | 記載なし | 第1節 習志野市の概況に 「町名別人口の推移」、「世帯数と世帯構造」の統計的な数値と分析を追加。 第2節 地域福祉の現状に 「1. 子どもの状況」、「2. 障がい者の状況」、「3. 高齢者の状況」、「4. 生活保護の状況」、「5. 関係組織・団体の状況」の統計的な数値と分析を追加。 第3節地域福祉を取り巻く本市の課題に 「1. 将来人口の推計を踏まえた課題」を追加 |
| 3 | 27 頁 36 頁 | 本市の基本計画の重点プロジェクトに「協働型社会の構築」が設定されているため、本計画においても社会参加、市民協働についての文章を追加すべきである。 (保健福祉部) | 平成30年度に総合政策課で行った市民意識調査から「協働型社会・地域福祉について」のアンケート結果を新たに追加します。 また、「(4)社会参加への意識作りの必要性」という社会参加、市民協働についての文章を追加します。 | 記載なし | 「6. 地域福祉について」(市民意識調査結果概要) (4)社会参加への意識づくりの必要性 少子化や高齢化の進展などを踏まえて、これまでの拡散型の社会から、都市機能等の集積を図る集約型社会への転換を目指す中で、多様化する市民の社会的なニーズに対応した、きめ細かく、効率的・効果的なまちづくりが求められています。 |

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|---------|--|---|---|---|
| | | | | | <p>本市においては、まちづくり会議の開催や市民活動団体への支援や各種行政会議への公募参加など、行政への市民参画を促進しています。また、社会福祉協議会の事業を通して、市民の地域活動への参加を促しており、行政・地域への積極的な市民参加を目指しています。しかし、本市の市民意識調査では、現在地域で活動している市民は約2割となっており、今後も活動の予定のない人は約5割となっています。</p> <p>地域福祉活動への自主的・自発的な活動を促進していくには、福祉に対する市民の意識の向上が不可欠となります。そのため、「人材育成のための研修や講習会など、学習の機会」「活動中の事故への対応」など、不安要素が強い内容について、対応を講じていく必要があります。</p> <p>本市では引き続き市民協働を促進するため、身近な地域の問題に目を向け、考え、問題解決に向けて自ら行動を起こしていけるように、地域、学校、事業所、家庭など、あらゆる場所や機会を通じて活動に関する情報提供を行い、福祉意識の醸成を図ります。</p> |
| 4 | 44頁～81項 | <p>《自助・共助》について、《自助》を市民とし、《共助》を地域 団体等と明確に区別すべきである。(保健福祉部)</p> | <p>自助共助について、解り易い体裁に整理し直し、「地域が取り組むこと」は、第1期計画の記載内容に修正します。</p> | <p>《自助・共助》 市民 や 地域 が取り組むこと 〔主体：地域団体・地域住民〕</p> | <p>《自助》 市民 が取り組むこと〔主体：地域住民〕 《共助》 地域 が取り組むこと〔主体：地域団体〕</p> |

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|------|---|--|---|--|
| 5 | 52 頁 | 新たに施行された生活困窮者自立支援法の実施事業の追加が必要。(生活相談課) | 追加します。 | 記載なし | (サ) 生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための全庁横断的支援体制を構築することを目的とした生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議を開催し、情報共有、連携に努めます。 |
| 6 | 53 頁 | 高齢者、障がいのある人、ひとり親や引きこもりなど就労支援に関しては、社会的な課題となっており、対策が求められているので、記載が必要だと思う。(協働経済部) | 雇用や就労をめぐる社会情勢は大きな変換期を迎えているため、「第2期計画にあたって」に、課題を追加します。 | 記載なし | ○ 少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会など、雇用環境は厳しさを増しています。また、働く意欲がありながら身体的機能、年齢、家庭状況等によって就労が阻害されている人達にとって、就労が困難な状況となっています。 |
| 7 | 61 頁 | 新たに施行された生活困窮者自立支援法の実施事業の追加が必要。(生活相談課) | 追加します。 | 記載なし | (キ) 生活困窮者自立支援法における、子どもの学習・生活支援事業を実施し、生活困窮者の子どもの学習支援のみならず、家庭環境などの生活支援も行います。 |
| 8 | 64 頁 | 習志野市男女共同参画推進条例等に基づき関連する周知啓発事業について、主要な取組の内容を追加して欲しい。(協働経済部) | 追加、修正します。 | (追) ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を通し、あらゆる人が活躍できる環境整備を推進するため、時節にあったテーマを設定した講演会を実施し、できるだけ多くの企業・労働者に参加してもらえように取り組めます。 | (追) あらゆる人が活躍できる環境整備を推進するため、働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者や市民が増えるよう周知・啓発に取り組めます。 |
| 9 | 67 頁 | 性の多様性への理解の促進と適切な対応について追加すべき。(協働経済部) | 追加します。 | 記載なし | (追) 性別で差別されず、誰もが生きやすい社会づくりのため、困難な状況に置かれている多様な性的指向及び性自認・性別違和の方々への理解促進と、「性的指向及び性自認・性別違和 |

| No. | | 指摘意見 | 事務局対応 | 修正前 | 修正後 |
|-----|------|--|--------------|--|---|
| | | | | | に関する対応指針」に基づき適切な対応に努めます。 |
| 10 | 70 頁 | 住宅確保の支援策について、記載内容を解り易い文章に修正すべき。(都市環境部) | 修正します。 | 年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える住宅確保要配慮者に対して、住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援体制を構築します。 | 年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう賃貸住宅に入居しやすい支援体制づくりに取り組みます。 |
| 11 | 82 頁 | 事業の詳細については個別計画で記載すべきである。(健康福祉部) | 簡潔な文章に修正します。 | (イ) 障がいに対する正しい理解を深める一助として、市民ニーズと福祉の現状に合った「障がい者啓発講座」の質の向上に取組みます。また、福祉関係講座では、福祉サービス及び制度の案内に加えて、障がいに対する市民理解を促進する内容を強化します。障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を多く提供するため、体験講座やスポーツを含めた様々なテーマのイベントを開催します。 | (イ) 障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を提供するため、障がいのある人とない人が参加できる障がいの理解を深めるイベントを実施します。 |